

全建事発第 109 号  
令和元年 12 月 26 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
〔公 印 省 略〕

### 建設工事標準請負契約約款の実施等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、中央建設業審議会会長より、本会に対し別添のとおり通知がありました。施行日については、一部を除き、改正民法が施行される令和 2 年 4 月 1 日となっております。改正される約款など詳細につきましては、国土交通省HPに掲載されております。[https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000663.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000663.html)

また、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、公共工事標準請負契約約款の改正に伴う公共工事履行保証証券等の運用について通知がありましたので、併せてご連絡いたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- ・「建設工事標準請負契約約款の実施について」
- ・「公共工事標準請負契約約款の改正に伴う公共工事履行保証証券等の運用について」

(担当) 事業部 木下  
電話:03-3551-9396  
FAX:03-3555-3218  
メール:[jigy@zenken-net.or.jp](mailto:jigy@zenken-net.or.jp)